

岡山県知事登録の建築士に対する懲戒処分について（建築士法施行規則第6条の3）

処分年月日	氏名	建築士の別	登録番号	処分の内容	処分の原因 となった事実	処分の理由
令和3年11月26日	松島 秀樹	二級建築士	岡山県知事登録 第8971号	令和3年12月1日 から 業務停止3月	岡山県内の一戸建て住宅の増築工事（既存部分：鉄骨造、2階 増築部分：木造、2階）において、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条の2第1項の規定による確認済証を偽造しかつ行使した。	建築士法第10条 第1項